

令和6年11月15日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

日立市長 小川 春樹

市町村名 (市町村コード)	日立市 (202)	
地域名 (地域内農業集落名)	神田・下土木内・留 (東小沢村)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年 11月 12日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当該地区は高齢化が進み、遊休農地の増加が懸念されることから、持続的な農地利用を図るためには、中心経営体を確保するとともに、集積・集約を推進することが喫緊の課題である。
 ・水稻を中心に作付されているが、下土木内町や留町では未整備地が多く、作業効率も悪いため、基盤整備事業(農振農用地区域指定)についても検討する必要がある。

【地域の基礎データ】

農業者:10人

主な作物:水稻、かぼちゃ、白菜、甘藷

(2) 地域における農業の将来の在り方

・経営主の離農時には、地区内の中心経営体に引き受けてもらうことを基本に、農地の集積・集約化を図るとともに、地権者の意向を踏まえながら、市内外から多様な経営体等の誘致や集積・集約についても検討する。
 ・多面的機能支払交付金事業を今後も継続し、草刈・泥上げ作業に努め、集落全体の農地の維持・保全を図る。
 ・新規就農者の確保・育成や集落営農の経営力向上を目指す。
 ・里川堰土地改良区との連携した改良事業の検討や、他地域からの農業法人の誘致を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	198 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	198 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域(下土木町東下地区)及び、農地法の1種農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域に属さない農地は保全管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約を進め、農地中間管理機構を通じて団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を預けたいときに、耕作者にこだわらない案件については、目標地図に基づき、農地中間管理機構を通じた貸し借りをを行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
区域内の農地のうち、地権者が耕作者にこだわらない農地がまとまり、地域全体で基盤整備の機運が整った場合は、農振農用地区域への指定や基盤整備事業の検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
就農希望者については、新規就農や経営規模の大小、個人法人の別にかかわらず、常陸太田地域農業改良普及センターや、JA常陸と連携し、相談から定着に向けたフォローを随時進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稲病虫害防除作業については、JA常陸が一括して実施し、市は費用の一部を負担する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①農作物被害を抑制するため、日立市鳥獣被害対策実施隊と連携し、わなの設置や駆除などについて迅速に対応する。
- ⑦中心経営体が耕作できない農地の管理については、多面的機能支払交付金の活用により、地域による維持管理を推進する。